

事務連絡
令和5年10月24日

指定共同生活援助事業所設置法人代表者様

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課長

共同生活援助事業所における食材料費の取扱い等について

平素より、本県の障がい福祉行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、厚生労働省より、令和5年10月20日付け事務連絡「グループホームにおける食材料費の取扱い等について」の発出がありましたのでお知らせします。

共同生活援助事業所については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）及び愛媛県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例において、利用者から食材料費を徴収できる旨を規定するとともに、あらかじめ、サービス（食事等）の内容や費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならないこと、運営規程に利用者から徴収する食材料費の額を定めなければならないことが定められています。

今般、他自治体の共同生活援助事業所を運営する事業者が、利用者から食材料費を過大に徴収している事案について報道がなされたところです。

また、当該報道を受けて、県内の事業者が自主点検を実施したところ、食材料費を誤って過大徴収していたことが判明しました。

つきましては、共同生活援助事業所における食材料費の取扱い等に関する調査を実施いたしますので、令和5年11月14日（火）までに下記により御回答をお願いします。

記

1 調査対象

愛媛県が指定する共同生活援助事業所

2 回答方法

下記に掲載しているインターネット入力フォーム（LoGo フォーム）から御回答ください。

<https://logoform.jp/form/XG6n/393851>

3 本調査に係る問合せ先

- (1) 今治市・新居浜市・西条市・四国中央市・上島町所在の事業所
東予地方局地域福祉課 福祉指導グループ
E-mail : tou-fukushi@pref.ehime.lg.jp
TEL : 0897-56-1300 (内線 241、284)
- (2) 伊予市・東温市・久万高原町・松前町・砥部町所在の事業所
中予地方局地域福祉課 福祉指導グループ
E-mail : chu-fukushi@pref.ehime.lg.jp
TEL : 089-909-8756
- (3) 宇和島市・八幡浜市・大洲市・西予市・内子町・伊方町・松野町・鬼北町・愛南町所在の事業所
南予地方局地域福祉課 福祉指導グループ
E-mail : nan-fukushi@pref.ehime.lg.jp
TEL : 0895-22-5211 (内線 381、246)

4 留意事項

- (1) 回答の内容によっては、各地方局地域福祉課より詳細を調査させていただく場合があります。
- (2) 共同生活援助事業所における食材料費の不適切な徴収については、国の指定基準等への違反に該当するとともに、障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）第 2 条第 7 項に規定する「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」のうち、「経済的虐待」（同項第 5 号）にも該当する可能性がありますので、下記の点を踏まえ、適切な取扱いを行ってください。
 - ・食材料費として徴収した額については適切に管理するとともに、結果としてあらかじめ徴収した食材料費の額に残額が生じた場合には、精算して利用者に残額を返還することや、当該事業所の利用者の今後の食材料費として適切に支出する等により、適正に取り扱う必要があること。
 - ・食材料費の額やサービスの内容については、サービス利用開始時及びその変更時において利用者に説明し、同意を得るとともに、食材料費の収支について利用者から求められた場合に適切に説明を行う必要があること。

【発信元】

愛媛県保健福祉部生きがい推進局
障がい福祉課障がい支援係

TEL : 089-912-2424

FAX : 089-931-8187

Mail : syougaihukus@pref.ehime.lg.jp